

秋田県立博物館エレベーター保守点検業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 秋田県立博物館エレベーター保守点検業務委託
- 2 業務場所 秋田市金足鳩崎字後山52
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という）による。

II 業務範囲

1 業務対象設備仕様

主 仕 様	種類	機械室レス	油圧式	ロープ式
	型式	56NR4009	56NJ4042	56SE179
	製造者	日本オーチス製	日本オーチス製	日本オーチス製
	製造年	H15	H7	H27
	用途	乗用	乗用	荷物用
	停止回数	2階	2階	3階
	積載量	750kg	750kg	2,500kg
	速度	4.5m/分	4.5m/分	4.5m/分
付 加 装 置	地震時管制運転装置	有	有	有
	火災時管制運転装置	有	有	無
	停電時自動着床装置	有	有	有
	車いす仕様	有	有	無
	オートアナウンス	有	有	無
	大型仕様	無	無	有

※対象設備は、人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーターではない。

- 2 契約方式 POG契約とする。
- 3 点検回数 年12回定期的に点検を行うものとする。
不定期の故障についても、速やかに対応すること。
- 4 点検内容 共通仕様書による。

III 報告

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- ・点検報告書 各点検の都度速やかに
- ・業務完了報告書 業務に従事した月の翌月初日から10日までの間
(3月業務に係る報告については3月末日)
- ・委託業務完了届 令和9年3月31日

IV その他

【消耗品・修理品】

- 1 消耗品以外の部品については、委託者が負担する。ただし、保守上の不備等、受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
- 2 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
- 3 消耗品・修理品は製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。

【点検技術者】

- 1 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者含む2名以上で行うこと。

【事故等の措置】

- 1 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じ込め事故や故障等で連絡を受けた時は、概ね1時間以内に技術員が駆けつけるものとし、日曜日を含む休日にも対応できるものとする。

【協議】

- 1 この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。